

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月24日
【報告者の氏名又は名称】	双日株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂六丁目1番20号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 5520 - 5000（代表）
【事務連絡者氏名】	産業情報本部長 瓦谷晋一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	双日株式会社  (東京都港区赤坂六丁目1番20号)  株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、双日株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、さくらインターネット株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

さくらインターネット株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成23年2月23日（水曜日）から平成23年3月23日（水曜日）まで(20営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本報告書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第1号に基づき、応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,764株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わないものとしておりましたが、応募株券等の総数(12,015株)が買付予定数の下限以上となりましたので、応募株券等の買付けを行います。なお、応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,764株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成23年3月24日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	12,015(株)	4,764(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ( )		
株券等預託証券 ( )		
合計	12,015	4,764
(潜在株券等の数の合計)		( )

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	17,482
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	7,040
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	30
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(g)	43,388
買付け等後における株券等所有割合 ( $((a+d) / (g + (b - c) + (e - f)) \times 100)$ (%)	56.11

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成23年2月7日に提出した第12期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の総株主の議決権の数(43,388個)に、公開買付け期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式(平成23年1月1日以降本書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。)の最大数に係る議決権の数(対象者が平成23年2月7日に提出した第12期第3四半期報告書によると316個)を加えた議決権の数である43,704個を分母として計算しております。なお、「dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)」は、上記の公開買付け期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数に係る議決権の数に含まれるため、分母に加えておりません。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

イ．計算方法

応募株券等の総数(12,015株)が買付予定数の上限(4,764株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たなかったため、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株(追加して1株の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行うものとし、ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定しました。

ロ．計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主からの買付け等をする株券等の数の合計は4,764株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	4,764	(A)
応募株券等に係る議決権の数	12,015	(B)
あん分比率	0.39650436...	(A) / (B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の応募株式数(株)	あん分比例後の株式数(株)	1株未満の株式数を四捨五入(株)	(3)により切上げられた株未満株式数(株)	買付株式数の増減(株)	最終買付株式数(株)	応募株主に返還する株式数(株)	件数
1	1,416	561.45	561	-0.45	1	562	854	1
2	972	385.40	385	-0.40	1	386	586	1
3	844	334.65	335	0.35	0	335	509	1
4	834	330.68	331	0.32	0	331	503	1
5	800	317.20	317	-0.20	0	317	483	1
6	375	148.69	149	0.31	0	149	226	1
7	307	121.73	122	0.27	0	122	185	1
8	280	111.02	111	-0.02	0	111	169	1
9	260	103.09	103	-0.09	0	103	157	1
10	235	93.18	93	-0.18	0	93	142	1
11	234	92.78	93	0.22	0	93	141	1
12	231	91.59	92	0.41	0	92	139	1
13	228	90.40	90	-0.40	1	91	137	1
14	226	89.61	90	0.39	0	90	136	1
15	220	87.23	87	-0.23	0	87	133	1
16	209	82.87	83	0.13	0	83	126	1
17	193	76.53	77	0.47	0	77	116	1
18	181	71.77	72	0.23	0	72	109	1
19	154	61.06	61	-0.06	0	61	93	1
20	146	57.89	58	0.11	0	58	88	1
21	124	49.17	49	-0.17	0	49	75	1
22	113	44.80	45	0.20	0	45	68	1
23	104	41.24	41	-0.24	0	41	63	1
24	100	39.65	40	0.35	0	40	60	1
25	90	35.69	36	0.31	0	36	54	1

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の応募株式数(株)	あん分比例後の株式数(株)	1株未満の株式数を四捨五入(株)	(3)により切上げられた株未満株式数(株)	買付株式数の増減(株)	最終買付株式数(株)	応募株主に返還する株式数(株)	件数
26	87	34.50	34	-0.50	1	35	52	1
27	81	32.12	32	-0.12	0	32	49	1
28	80	31.72	32	0.28	0	32	48	1
29	75	29.74	30	0.26	0	30	45	2
30	72	28.55	29	0.45	0	29	43	1
31	64	25.38	25	-0.38	0	25	39	1
32	59	23.39	23	-0.39	0	23	36	2
33	56	22.20	22	-0.20	0	22	34	1
34	53	21.01	21	-0.01	0	21	32	1
35	50	19.83	20	0.17	0	20	30	1
36	49	19.43	19	-0.43	1	20	29	1
37	45	17.84	18	0.16	0	18	27	1
38	42	16.65	17	0.35	0	17	25	1
39	41	16.26	16	-0.26	0	16	25	1
40	40	15.86	16	0.14	0	16	24	5
41	35	13.88	14	0.12	0	14	21	2
42	33	13.08	13	-0.08	0	13	20	1
43	32	12.69	13	0.31	0	13	19	2
44	31	12.29	12	-0.29	0	12	19	2
45	30	11.90	12	0.10	0	12	18	5
46	26	10.31	10	-0.31	0	10	16	2
47	25	9.91	10	0.09	0	10	15	2
48	23	9.12	9	-0.12	0	9	14	2
49	22	8.72	9	0.28	0	9	13	1
50	21	8.33	8	-0.33	0	8	13	1

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の応募株式数(株)	あん分比例後の株式数(株)	1株未満の株式数を四捨五入(株)	(3)により切上げられた株未満株式数(株)	買付株式数の増減(株)	最終買付株式数(株)	応募株主に返還する株式数(株)	件数
51	20	7.93	8	0.07	0	8	12	5
52	19	7.53	8	0.47	0	8	11	1
53	18	7.14	7	-0.14	0	7	11	2
54	17	6.74	7	0.26	0	7	10	1
55	16	6.34	6	-0.34	0	6	10	1
56	13	5.15	5	-0.15	0	5	8	3
57	12	4.76	5	0.24	0	5	7	5
58	11	4.36	4	-0.36	0	4	7	5
59	10	3.97	4	0.03	0	4	6	18
60	9	3.57	4	0.43	0	4	5	4
61	8	3.17	3	-0.17	0	3	5	6
62	7	2.78	3	0.22	0	3	4	10
63	6	2.38	2	-0.38	0	2	4	8
64	5	1.98	2	0.02	0	2	3	33
65	4	1.59	2	0.41	0	2	2	19
66	3	1.19	1	-0.19	0	1	2	32
67	2	0.79	1	0.21	0	1	1	82
68	1	0.40	0	-0.40	0	0	1	120
69	1	0.40	0	-0.40	1	1	0	36
合計								457

(注) (2)及び(4)の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しております。